

第3回 尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会専門部会 要旨

○配布資料

資料 「尼崎市みどりの基本計画本編 素案」

参考資料 「令和4年度公園緑地分科会審議経過と予定」

(質疑等の要旨)

序章について

- 委員 施策目標の設定は、主観に委ねる満足度による目標設定だけではなく、高齢者や子育て世代等の対象別のニーズを指標で示し、目標として設定できたらよい。
- 委員 全体目標の市全体の緑の満足度は、今回アンケートの上がり幅を根拠とし設定しているが、満足度に影響する根拠を示す必要がある。
- 委員 目標設定と、実現に向けたロジックの組み立て方が課題だ。満足度を国の目標値に届くように設定することは難しいか。
- 事務局 国の街区公園の満足度調査結果は踏まえた。本市の次期計画の目標値は国の調査結果をやや超える値としたが、わかりやすく示す為、前回の上昇幅と同じとした。
- 委員 満足度を全国平均並みにすることと、質を上げることは異なる為、目標と質向上に関する施策を関係づけ、質をあげた結果、満足度があがるというロジックを組むことが必要だ。
- 事務局 客観的指標として講習会人数等がよく使われてきたがコロナ禍の状況で参加人数が絞られるため、現在使いにくい。質を高める計画を目指したいが、満足してもらうことを重視し満足度を指標として多く取り入れた。
- 委員 全体目標②に、前回から引き続き市民一人あたりの都市公園面積を掲げているが、質を高めるというポリシーとは公園面積は関連しないのではないか。
- 事務局 市条例の都市公園一人当たり5㎡/人の基準が未達であり、引き続き整備も取組むことを示すために掲げた。
- 委員 都市公園にこだわらず、暮らしの快適さにつながる緑地の増加を数字として示すことはできるのではないか。
- 委員 二酸化炭素の固定量や雨水の浸透量、生物種の数等、質を測れる指標の方が真に役立つ公園整備につながるのではないか。
- 委員 世界的には配置論が注視されているが本市同様に土地が無い為、機会の均等配置という考え方で公園以外の場所も含めた公園的利用の利用機会の場を創出している。そうするとイベント等の実施回数も利用機会の創出という意義が生まれる。
- 委員 みどりの効果と機能の項目に、尼崎市の特色である教育学習効果は追加すべきだ。

第1章 基本方針と施策、基本方針1 みどりで街つなぎ 施策と取り組みについて

- 委員 公園を使いこなす仕組みづくりを誰の発意でどのように行うことを想定しているか。

- 事務局 地元からの発意による取組を市民も交え社会実験的に行っている。市民からの発意に対応できる仕組みを構築するため掲げた。
- 委員 公園、街路樹、街並みで構成されているみどりで街つなぎの施策の中に、河川敷や農地などの緑を入れるべき。みどりで人つなぎの施策に含まれる農地の利用については、街つなぎの施策の中で触れるべき。どうつなぐかの方法で整理した方がわかりやすいのではないか。
- 委員 緑化普及啓発フィールド公園以外にも、機能発揮を想定している公園はあるか。市内の公園の機能分担を今後どう進めるのか。
- 事務局 緑化普及啓発フィールド公園以外で機能発揮を想定している公園は無い。校区外で遊ばないという不文律のある小学生の利用を考慮し、機能分担は小学校区で検討を考えている。
- 委員 インクルーシブ遊具の導入も小学校区を想定しているか。
- 事務局 校区ではなく設置に適した場所への導入を考えている。公園はだれでも使えるインクルーシブであるべき場所なので、遊具導入の際には地域参加を促しながらインクルーシブの考え方を普及していきたい。
- 委員 基本方針と施策体系（10 - 11 頁）の取組テーマに対する取組内容は、取り組む目的も含め設定する必要がある。
- 委員 みんなで取組むという計画のポリシーを序章で書き、多様な主体が交じり合い取組む事を前提に、だれがやるか主語で示さず取組内容を書く方が良いのではないか。
- 委員 街路樹のあり方の施策で、維持管理に伴う様々な要因（社会的、経済的、技術的、生育環境等）に触れた方が良い。

第1章 基本方針2 みどりで人つなぎ 施策と取り組みについて

- 委員 取組⑥多様な活動への支援と連携の項は、利用促進の観点に立ち、緑の保全活動団体ではなく、マラソンや子育て支援等が公園等で活動している例を紹介すべき。健康福祉等のトピックスで活動例が示せると良い。

第1章 基本方針3 みどりで未来つなぎ 施策と取り組みについて

- 委員 施策3-1 市民の安全や生物多様性を守るみどりの保全と創出の項は、守りのニュアンスが強いので、防災等の役割やこれからも使いつづけるため保全創出が必要というニュアンスにべき。環境があり生活や経済が成り立つ事を示す。
- 委員 計画全体に関わる内容がかかれた施策3-2 持続可能な実施体制の確保は、配置場所を見直すべき。行政の他部局が管理するみどり等の取組を進めることができるように書く必要がある。
- 事務局 3-2 持続可能な実施体制の確保は、別の章立てをし全体に掛かる書き方にしたい。
- 委員 別建ての場合でも、農地や生産緑地等の内容には触れる必要がある。今の案では触れられていない。
- 事務局 掲げた取組に対して担当を示すか検討したが、現在市では部署間の横の連携を強めておりそこでコミュニケーションをとることを前提に書かない方針とした。

委員 取組みは未確定事項が多く書きにくい箇所だが、方針と合っていれば掲載の方向で検討すべきだ。

以上